

<h1>名古屋市公報</h1>	平成31年 4月17日	第1304号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
告 示		
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課) (第204号)	3
○ 配慮意見書について	(環境・地域環境対策課) (第205号)	9
○ 平成31年度の公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の閲覧方法	(財政・契約監理課、上下水・契約監理課、交通・会計課、病院・経理課) (第206号)	11
○ 名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島の臨時開館について	(健福・高齢福祉課) (第207号)	12
○ 有料公園施設の使用料の収納事務の委託について	(緑土・緑地管理課) (第208号)	13
○ 特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託	(市経・消費流通課) (第209号)	14
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止	(健福・介護保険課) (第210号)	15
○ 指定地域密着型介護老人福祉施設の辞退	(健福・介護保険課) (第211号)	16
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	(健福・介護保険課) (第212号)	17
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課) (第213号)	18
市 会 達		
○ 市会事務局情報あんしん条例施行規程の一部改正	(第1号)	19
選 挙 管 理 委 員 会 告 示		
○ 名古屋市議会議員一般選挙における当選人の住所及び氏名について	(第12号)	23
教 育 委 員 会 告 示		
○ 教育委員会定例会における議件の追加について	(第12号)	27
交 通 局 告 示		
○ ゴールデンウィーク特割ドニチエコきっぷの発売について	(第6号)	28
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	30

名古屋市告示第204号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成31年4月8日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成31年4月8日

名古屋市長 河村 たかし

道路の供用開始

道路の種類	整理番号	路線名	区 間	摘 要
市道	1	金作大曾根線	名古屋市北区東大杉町1丁目9番の1地先から 名古屋市北区東大杉町2丁目20番の7地先まで	第1 附 図
	1	助光一丁目第1号線	名古屋市中川区助光一丁目26番の14地先から 名古屋市中川区助光一丁目26番の14地先まで	第2 附 図
	2	伏屋第64号線	名古屋市中川区伏屋三丁目1番の98地先から 名古屋市中川区伏屋三丁目1番の99地先まで	
	3	伏屋第38号線	名古屋市中川区伏屋三丁目1番の94地先から 名古屋市中川区伏屋三丁目1番の92地先まで	
	4	伏屋三丁目第1号線	名古屋市中川区伏屋三丁目1番の84地先から 名古屋市中川区伏屋三丁目1番の79地先まで	
	5	伏屋三丁目第2号線	名古屋市中川区伏屋三丁目1番の76地先から 名古屋市中川区伏屋三丁目1番の73地先まで	
	1	船見町線第4号	名古屋市港区船見町16番の3地先から 名古屋市港区船見町16番の3地先まで	第3 附 図

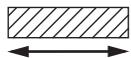
	1	旭春日井線	名古屋市守山区大字下志段味字吉田2255番の1地先から 名古屋市守山区大字下志段味字吉田2255番の1地先まで	第 4 附 図
--	---	-------	--	------------

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第1 附図

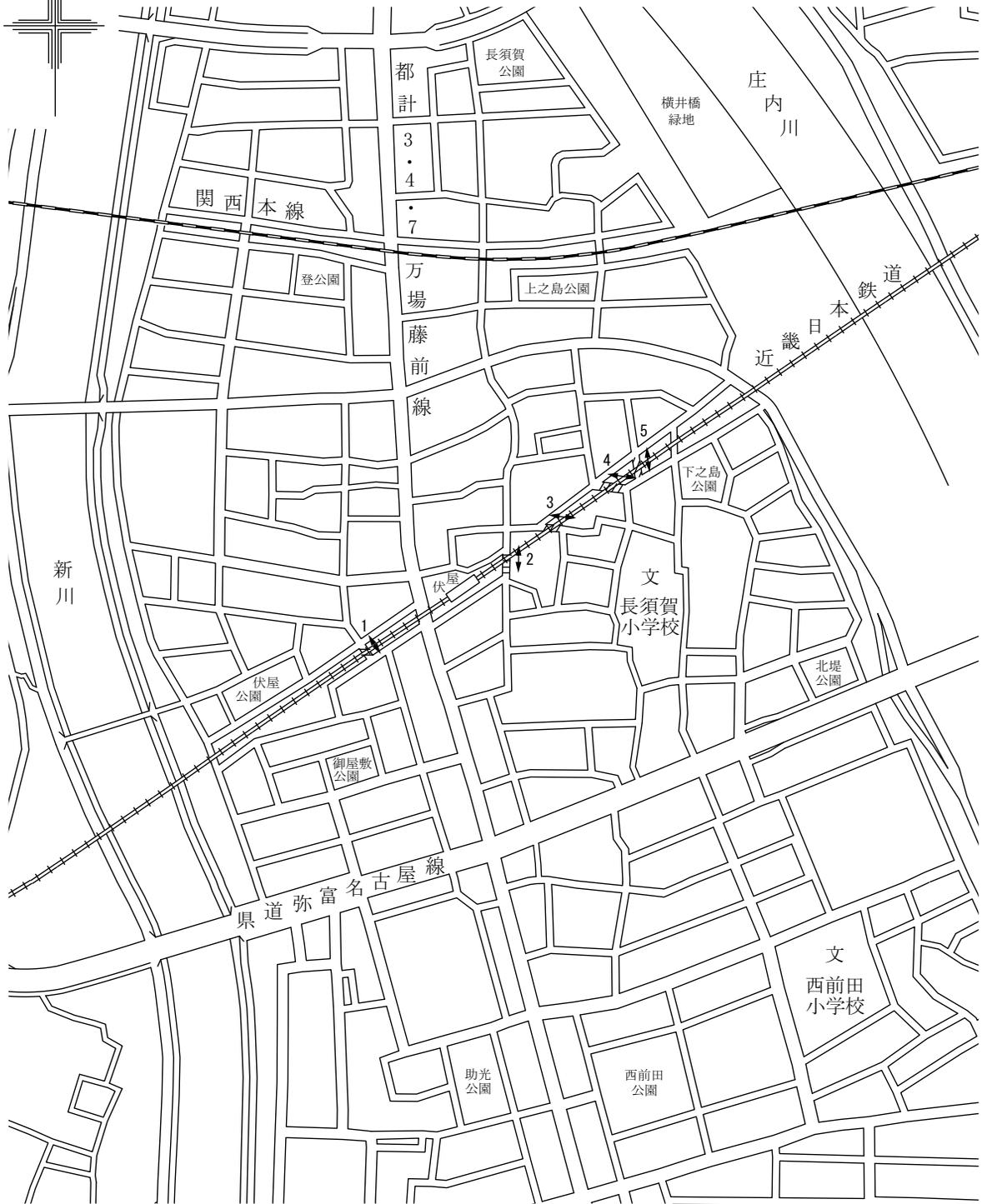


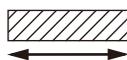
凡 例



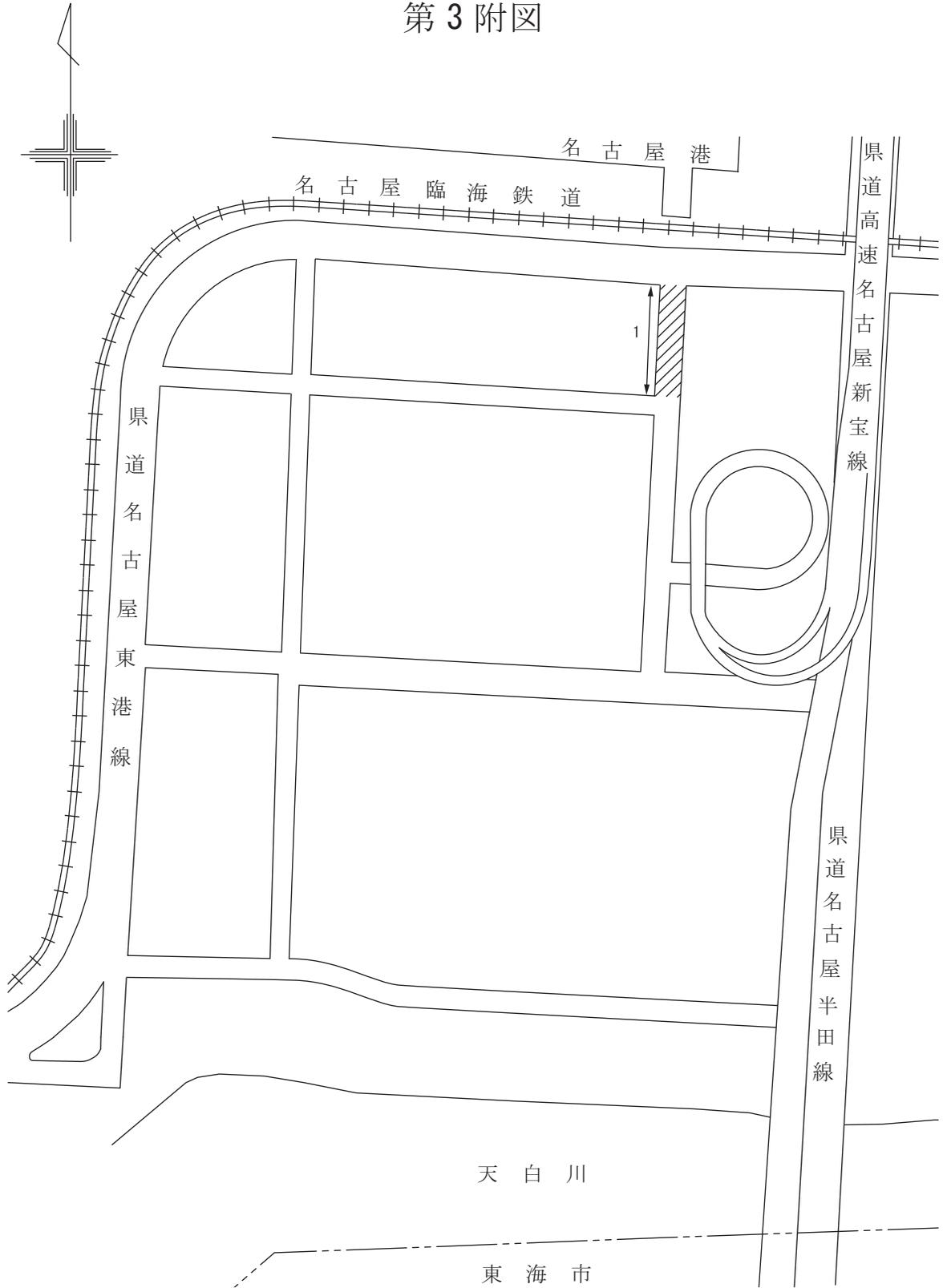
道路の供用を開始する部分

第2 附図

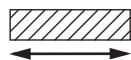



 道路の供用を開始する部分

第3附図



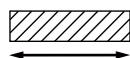
凡例

 道路の供用を開始する部分

第4附図



凡例



道路の供用を開始する部分

名古屋市告示第205号

配慮意見書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第7条の5第1項の規定に基づき、平成31年3月27日付けで、（仮称）都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線（山崎川～天白川間連続立体交差）計画段階環境配慮書について環境の保全の見地からの意見を記載した書類（以下「配慮意見書」という。）を作成しましたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この配慮意見書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成31年4月9日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名古屋市
名古屋市長 河村たかし
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
- 2 対象事業の名称及び種類
（仮称）都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線（山崎川～天白川間連続立体交差）
鉄道の建設
- 3 対象事業の実施想定区域
名古屋市南区呼続二丁目から阿原町地内まで
- 4 配慮意見書の縦覧の場所、期間及び時間
(1) 縦覧場所
ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市南区前浜通三丁目10番地

南区役所

ウ 名古屋市緑区青山二丁目15番地

緑区役所

エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター (以下「環境学習センター」という。)

(伏見ライフプラザ13階)

オ 名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の10

名古屋市南生涯学習センター (以下「南生涯学習センター」という。)

(2) 縦覧期間

平成31年 4 月 9 日 (火) から同月23日 (火) まで。ただし、地域環境対策課、南区役所及び緑区役所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を、南生涯学習センターにあつては第 2 水曜日及び第 4 月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課、南区役所及び緑区役所

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

ウ 南生涯学習センター

午前 9 時00分から午後 9 時00分まで。ただし、日曜日にあつては午後 5 時00分まで。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 206号

平成31年度の公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに
契約の内容に関する事項の閲覧方法

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第 5条第 3項及び第 7条第 5項の規定により、平成31年度の公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の閲覧方法を次のとおり告示します。

平成31年 4月 9日

名古屋市 長	河村 たかし
名古屋市上下水道局長	宮村 喜明
名古屋市交通局長	河野 和彦
名古屋市病院局長	大原 弘隆

1 閲覧方法

インターネットを利用し、名古屋市電子調達システムへの掲載により、閲覧に供します。

2 電子調達システムによる閲覧のアドレス

<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp>

名古屋市財政局契約部契約監理課
名古屋市上下水道局総務部契約監理課
名古屋市交通局営業本部企画財務部会計課
名古屋市病院局管理部経理課

名古屋市告示第 207号

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島の臨時開館について

松ヶ島における健康づくり事業を実施するため、名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第69号）第 2条第 2項の規定により、次のとおり休業日に臨時開館します。

平成31年 4月10日

名古屋市長 河 村 たかし

1 臨時に開館する施設

名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島

2 臨時に開館する期日

平成31年 4月17日、同年 5月15日、同年 6月19日、同年 7月17日、同年 9月18日、同年10月16日、同年11月20日及び同年12月18日

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 208号

有料公園施設の使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり使用料の収納事務を委託しましたので、同条第 2項の規定に基づき告示します。

平成31年 4月10日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 委託した有料公園施設の使用料
徳川園庭園使用料

- 2 委託した相手方
名古屋市東区徳川町1017番地
公益財団法人 徳川黎明会 徳川美術館
館長 徳川義崇

- 3 委託期間
平成31年 4月 1日から平成32年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 209 号

特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により本市が行う特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり委託しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 31 年 4 月 11 日

名古屋市長 河 村 たかし

1 受託者

名古屋市中区新栄町 2 丁目 13 番地

栄第一生命ビルディング 8 階

株式会社オムニ

代表取締役 高井 令

2 委託期間

平成 31 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市告示第 210号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 5第 2項及び第 115条の15第 2項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業を廃止する旨の届出がありました。

平成31年 4月11日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ヘル パースクール ・カイ	よりあい処 忠次	名古屋市南区忠 次一丁目 2番22 号	平成31年 3月 5日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 211号

指定地域密着型介護老人福祉施設の辞退

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 8の規定に基づき、指定地域密着型介護老人福祉施設の指定の辞退がありました。

平成31年 4月11日

名古屋市長 河 村 たかし

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日	サービスの種類
社会福祉法人 サンライフ	地域密着型特別養護老人ホームジョイフル砂田橋	名古屋市東区砂田橋一丁目 1番 1号	平成31年 3月31日	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 212号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の 2第 1項及び第 115条の12第 1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成31年 4月11日

名古屋市長 河 村 たかし

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人 サン・ビジョ ン	地域密着型特 別養護老人ホ ーム ジョイ フル砂田橋	名古屋市東区砂 田橋一丁目 1番 1号	平成31年 4月 1日	地域密着型介護老 人福祉施設入所者 生活介護
株式会社アル バ	グループホー ム サライ忠 道公園	名古屋市南区忠 次一丁目 2番22 号	平成31年 3月 6日	認知症対応型共同 生活介護 介護予防認知症対 応型共同生活介護

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第213号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第4項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

平成31年4月11日

名古屋市長 河村 たかし

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地	備考
公益財団法人名古屋市文化振興事業団	名古屋市中区栄三丁目18番1号	平成31年1月1日以後に個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市会達第 1 号

市会事務局情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市会達第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成31年 4 月11日

名古屋市会議長 坂 野 公 壽

第 4 条中「次の各号」を「次」に改め、同条第 1 号中「。以下同じ」を削り、同条第 3 号中「き損」を「毀損」に改める。

第17条の見出し中「作成」の次に「の原則」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（同一又は他の媒体の行政文書の作成）

第17条の 2 行政文書について、所管課長が必要と認めるときは、内容を同じくする同一又は他の媒体の行政文書を作成し、元の行政文書（以下「原文書」という。）に代えて、起案（規則第 2 条第 6 号に規定する起案をいう。以下同じ。）その他行政文書の処理を行うことができる。

2 所管課長は、前項の規定により行政文書を作成した場合は、原文書と相違なく作成されたものであることを確認しなければならない。

第18条第 1 項後段を次のように改める。

この場合において、参考資料等となる文書及び図画（写真及びフィルムを含む。）があるときは、前条第 1 項の規定により作成した電子情報を文書管理システムに登録し、又は起案文書とは別に回付すること（以下「併用決裁」という。）ができる。

第29条の次に次の 1 条を加える。

第29条の 2 第17条の 2 の規定により行政文書を作成した場合においても、原文書については、この規程の定めるところにより保管、保存その他行政文書の管理を適正に行わなければならない。

第30条第 1 項中「その定められた保存期間が10年を超える」を削り、同条第

2 項中「元の行政文書（以下「原文書」という。）」を「原文書」に改め、同条第 4 項中「前条第 3 号」を「第29条第 3 号」に改める。

第32条第 1 項本文中「行政文書」の次に「（電磁的記録（条例第 2 条第 4 号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を除く。）」を加える。

第33条を次のように改める。

（電磁的記録の保存）

第33条 電子情報は、文書管理システムに登録して保存するものとする。ただし、次の各号に掲げる電子情報は、それぞれ当該各号に定める方法により保存するものとする。

(1) 他の情報システムによる情報処理の用に供される電子情報 情報システム管理者（規則第37条第 1 項に規定する情報システム管理者をいう。以下同じ。）の定めるところによる。

(2) 電子情報（情報システムによる情報処理の用に供されるものを除く。）
所管課において保存する。

2 電磁的記録（電子情報を除く。）は、所管課において保存するものとする。

第36条第 2 項を次のように改める。

2 前項の閲覧又は貸出しを受けようとする職員は、行政文書閲覧・貸出申請書により、所管課長に申請しなければならない。

第36条第 3 項中「保管課長等」を「所管課長」に改め、「前項の」の次に「規定による」を加え、同条第 4 項中「貸出し期間」を「貸出期間」に、同項ただし書中「保管課長等」を「所管課長」に改め、同条第 6 項中「中の」を「を受けた」に、「き損」を「毀損」に、「保管課長等」を「所管課長」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第36条の 2 職員は、職務遂行上の必要があつて、第32条の規定により総務課に引継ぎを行った行政文書の閲覧又は貸出しを受けようとするときは、総務課長が定めるところにより、総務課長にその旨を申し出なければならない。

この場合において、当該行政文書が他の課が所管するものであるときは、所管課長の承認を受けた行政文書閲覧・貸出申請書の写しを総務課長に提出しなければならない。

2 前項の閲覧又は貸出しについては、前条第 3 項から第 6 項までの規定を準

用する。この場合において、同条第3項中「所管課長」とあるのは「総務課長」と、「前項の規定による申請」とあるのは「次条第1項の規定による申出」と、「承認を与える」とあるのは「行政文書を閲覧に供し、又は貸し出す」と、「条件を付する」とあるのは「指示をする」と、同条第4項ただし書中「所管課長」とあるのは「総務課長（当該行政文書が他の課が所管するものである場合にあっては、所管課長）」と、同条第6項中「所管課長」とあるのは「総務課長（当該行政文書が他の課が所管するものである場合にあっては、総務課長及び所管課長）」と読み替えるものとする。

第46条を次のように改める。

（許可の基準）

第46条 課の長は、次に掲げる場合に限り、規則第35条第4号ただし書の許可をするものとする。

- (1) 職員がスケジュール管理、メモ等の用途に使用するため、個人の所有する電子計算機を使用する場合
- (2) 職員が専ら外部の情報を閲覧するため、個人の所有する電子計算機、通信機器及び通信回線を使用する場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、やむを得ない事情があると認める場合

2 課の長は、職員が前項第1号又は第3号の規定により同項の許可を受けて個人の所有する電子計算機を使用する場合において、必要不可欠な機密情報に限り、情報の保護及び管理に十分な配慮をした上で、規則第35条第5号ただし書の許可をするものとする。

第53条第1項中「記録媒体」の次に「（電子計算機又は通信機器に内蔵されるものを含む。次項から第5項までにおいて同じ。）」を加え、同項及び同条第2項中「き損」を「毀損」に改め、同条第3項中「電子計算機等」の次に「（規則第34条に規定する電子計算機等をいう。以下同じ。）」を加え、同条に次の2項を加える。

- 5 前各項に定めるもののほか、情報システム管理者は、所管する情報システムに係る運用管理に関する規程の定めるところにより、当該情報システムの運用のために使用する記録媒体を適切に管理しなければならない。
- 6 第1項から第4項までに定めるもののほか、所管課長は、別に定めるところ

ろにより、記録媒体（持ち運んで使用するものに限る。）を適切に管理しなければならない。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この達は、発布の日から施行する。ただし、別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式の改正規定は、平成31年 7 月 1 日から施行する。

名古屋市選挙管理委員会告示第12号

名古屋市議会議員一般選挙における当選人の住所及び氏名について

平成31年4月7日執行の名古屋市議会議員一般選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成31年4月8日

名古屋市選挙管理委員会委員長 竹 腰 公 夫

名古屋市選挙管理委員会事務局

選挙区	住 所	氏 名
千種区	名古屋市千種区日進通 1 丁目25番地	伊神 邦彦
	名古屋市千種区本山町 2 丁目52番地の 2 リヴェル本山A-101号	手塚 将之
	名古屋市千種区高見一丁目14番 1 号	田邊 雄一
	名古屋市千種区内山二丁目 8 番17号	齋藤 亮人
	名古屋市千種区富士見台 2 丁目 7 番地の 2 ライオンズセレブ富士見台壺番館 211 号	山田 昌弘
東 区	名古屋市東区泉二丁目11番 7 号	中川 貴元
	名古屋市東区芳野一丁目 7 番10号	佐藤 夕子
北 区	名古屋市北区八龍町 1 丁目25番地の 1 ライオンズマンション八龍町 302 号	岡田 幸子
	名古屋市北区楠味鋤五丁目2006番地	服部 将也
	名古屋市北区辻本通 3 丁目18番地 志賀本通シティハウス 802 号	田山 宏之
	名古屋市北区金城二丁目 8 番23号	渡辺 義郎
	名古屋市北区楠三丁目 421 番地 ネオハイツ楠N棟 303 号	長谷川 由美子
西 区	名古屋市西区市場木町 273 番地 近江ビル 102 号	浅野 有
	名古屋市西区江向町 3 丁目47番地	鹿寫 敏昭
	名古屋市西区天塚町 2 丁目51番地の 1	澤田 晃一
	名古屋市西区枇杷島五丁目20番 4 号	上園 晋介
中村区	名古屋市中村区大秋町 1 丁目 1 番地 ジョイナス本陣 303 号	鵜飼 春美
	名古屋市中村区高須賀町18番地の 3	齋藤 高央
	名古屋市中村区太閤二丁目 2 番23号	中村 満
	名古屋市中村区十王町11番28号 小出ビル 3 階	小出 昭司
中 区	名古屋市中区橘一丁目14番43号	中田 千津子
	名古屋市中区新栄二丁目31番13号	豊田 薫
	名古屋市中区千代田二丁目16番10号 アーバニア鶴舞第 2 1007号	塚本 剛志

選挙区	住 所	氏 名
昭和区	名古屋市昭和区川名町6丁目22番地 グランドメゾン川名ウエストレジデンス 308号	奥村 文悟
	名古屋市昭和区村雲町24番3号	西川 学
	名古屋市昭和区長戸町6丁目24番地の1	大村 光子
瑞穂区	名古屋市瑞穂区田辺通6丁目20番地 バンベールグラン田辺通 502号	藤田 和秀
	名古屋市瑞穂区桃園町2番2-722号	前田 恵美子
	名古屋市瑞穂区萩山町2丁目7番地の10	久田 邦博
熱田区	名古屋市熱田区金山町一丁目13番11号 サンプラーザ 603号	森 智雄
	名古屋市熱田区花町5番16号-2	服部 慎之助
中川区	名古屋市中川区服部五丁目1604番地の7	木下 優
	名古屋市中川区福川町3丁目1番地の18 ユーハウス第3蛭橋 601号	久野 美穂
	名古屋市中川区松葉町5丁目16番地の1	赤松 哲次
	名古屋市中川区横堀町3丁目6番地	岡本 善博
	名古屋市中川区打出一丁目140番地	浅井 正仁
	名古屋市中川区中島新町三丁目2313番地	中川 敦史
	名古屋市中川区石場町2丁目6番地	江上 博之
港区	名古屋市港区東海通3丁目170番地	加藤 一登
	名古屋市港区木場町2番地の56 スペリアシティ名南アネックスⅡ 104号	吉岡 正修
	名古屋市中区丸の内三丁目15番22号 丸の内USビル 502号	澤田 仁実
	名古屋市港区大西二丁目14番地	吉田 茂
南区	名古屋市南区観音町6丁目9番地の1	横井 利明
	名古屋市南区鶴里町1丁目58番地 第2メゾン春日野 403号	藤澤 忠将
	名古屋市南区内田橋一丁目4番7号-2	坂井 大輔
	名古屋市南区赤坪町 118番地 ミロワール赤坪 305号	橋本 浩幹

選挙区	住 所	氏 名
守山区	名古屋市守山区大森五丁目1406番地	小川 俊之
	名古屋市守山区鳥羽見二丁目3番1号	松井 良憲
	名古屋市守山区四軒家一丁目719番地	金庭 宜雄
	名古屋市守山区大字上志段味字茂中653番地 OHANA 101号	河本 有子
	名古屋市守山区桔梗平一丁目2103番地	北野 由晴
緑 区	名古屋市緑区鳴海町字宿地45番地の1 ファミリーレ潮見が丘907号	中里 高之
	名古屋市緑区鳴海町字上汐田257番地の1 ライオンズプレイズ鳴海タワー1605号	岡本 康宏
	名古屋市緑区桶狭間清水山411番地	近藤 和博
	名古屋市緑区ほら貝二丁目324番地	岩本 崇宏
	名古屋市緑区太子一丁目6番地	増田 成美
	名古屋市緑区篠の風一丁目1716番地	余語 冴耶香
	名古屋市緑区大高町字小坂25番地の3	佐橋 亜子
名東区	名古屋市名東区丁田町54番地	日比 美咲
	名古屋市名東区本郷三丁目81番地 ハynes本郷102号	丹羽 宏
	名古屋市名東区松井町327番地	浅井 康正
	名古屋市名東区豊が丘103番地 ユニーブル藤ヶ丘506号	小林 祥子
	名古屋市名東区つつじが丘608番地	齊藤 愛子
天白区	名古屋市天白区島田五丁目1208番地	成田 隆行
	名古屋市天白区島田黒石510番地 グランルーツ黒石303号	鈴木 孝之
	名古屋市天白区島田四丁目2213番地の1	三輪 芳裕
	名古屋市天白区植田山四丁目1101番地の2 ヴィラ・デステ305号	田中 里佳
	名古屋市天白区久方一丁目150番地 相生山団地25号棟305号室	田口 一登

名古屋市教育委員会告示第12号

教育委員会定例会における議件の追加について

平成31年名古屋市教育委員会告示第11号（教育委員会定例会の開催について）
で告示した教育委員会定例会に次の議件を追加付議します。

平成31年 4月11日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

教職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則案について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市交通局告示第6号

ゴールデンウィーク特割ドニチエコきっぷの発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、ゴールデンウィーク特割ドニチエコきっぷ（以下「特割ドニチエコきっぷ」という。）を次のように発売します。

平成31年4月12日

名古屋市交通局長 河野和彦

- 1 料金
2,000円
- 2 有効期間
平成31年4月27日から平成31年5月6日まで
- 3 特割ドニチエコきっぷの内容
使用期間を限定した特割ドニチエコきっぷ（大人券）4枚を1セットとして発売します。
- 4 発売数量
4,000セット（ただし、1人につき5セットまでの発売とします。）
- 5 発売場所
各駅及び各乗車券発行所とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。
- 6 使用条件
特割ドニチエコきっぷ1枚で大人1人が有効期間内の使用可能日（ドニチエコきっぷの例によります。）1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

7 発売期間

平成31年4月22日から平成31年5月6日まで

8 料金の還付

(1) 特割ドニチエコきっぷの料金の還付は、セットで発売した4種類の図柄の乗車券全てが未使用の場合に限り取り扱い、その期間は、発売日から平成31年5月6日までとします。

(2) 特割ドニチエコきっぷの料金を還付する場合における手数料は、4枚1セットにつき100円とします。

9 不正使用

特割ドニチエコきっぷの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、ドニチエコきっぷの例によります。

10 様式



(裏面磁気膜)

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成31年 4月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

港区木場複合店舗

名古屋市港区木場町 8番地17 ほか 3筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所	
1	(株)大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	変更なし	代表取締役 矢野 靖二	変更なし	平成30年3月1日
2	(株)タカラ・エムシー	代表取締役 上野 拓	静岡市駿河区小鹿三丁目1番58号	—	—	—	平成30年4月20日

3 変更の日

2で既述

4 変更した理由

(1) No. 1の小売業者については、代表者変更のため

(2) No. 2の小売業者については、退店のため

5 届出の日

平成31年 3月19日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成31年 4月 8日から同年 8月 8日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成31年 8月 8日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

教育委員会の人事異動

杉崎正美教育長は、平成31年 3月31日退任した。

鈴木誠二教育長は、平成31年 4月 1日教育長に任命された。

小栗成男及び船津静代両委員は、平成31年 4月 1日教育長の職務を代理する者として指名された。